

災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書

多摩市を「甲」とし、東邦薬品株式会社を「乙」とし、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、多摩市地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭等で行うことができるものとするが、後日速やかに当該要請に係る文書を乙に提出しなければならないものとする。

(要請事項の措置等)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、要請事項について可能な範囲で、速やかに措置するとともに、その措置状況を甲に連絡するものとする。

2 前項の措置状況の連絡は、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合は口頭等で行うことができるものとするが、後日速やかに当該連絡に係る文書を甲に提出しなければならないものとする。

(医薬品等の範囲)

第4条 甲が供給を要請する医薬品等の範囲は次のとおりとし、乙は、当該範囲内において供給可能な品目および数量を供給するものとする。

- (1) 医薬品
- (2) 衛生材料
- (3) 医療器具
- (4) 前各号のほか、甲が指定するもの

(医薬品等の運搬)

第5条 医薬品等の運搬は、甲が指定する場所に乙が行うものとする。ただし、必要に応じて、乙は甲に対して医薬品等の運搬の協力を求めることができるものとする。

(費用負担)

第6条 この協定により乙が供給した医薬品等の代金及び搬送に係る費用は、甲が負担するものとし、甲は、請求書受領後、遅滞なくその支払いを行うものとする。

(医薬品等の価格)

第7条 前条の規定により甲が負担する医薬品等の価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に定める事項の伝達を確実かつ円滑に行うため、甲乙はそれぞれ連絡責任者を定め、相互に文書により届け出るものとする。

(有効期限)

第9条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年3月27日

甲 東京都多摩市関戸六丁目12番地1

多摩市

代表者 多摩市長 阿部裕行 印

乙 東京都町田市木曽西二丁目19番地15

東邦薬品株式会社

町田・南多摩営業所長 松本正 印